

平成三十年六月二十六日受領  
答弁第三九二号

内閣衆質一九六第三九二号

平成三十年六月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員緑川貴士君提出イージス・アシヨアの配備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員緑川貴士君提出イージス・アショアの配備に関する質問に対する答弁書

一について

今回導入することとしている陸上配備型イージス・システム二基の配備に当たっては、我が国全域を常時・持続的に防護する観点から、日本海側の北と西にバランス良く配置すること、弾道ミサイルの探知に支障が出ないようになるべく遮蔽となるものがない場所に配置すること、レーダー及び発射台を適切に配置できるように広くてなるべく平坦な敷地を確保できる場所に配置すること、電力、水道等の安定的な供給の確保が見込まれる場所に配置すること等が必要であると考えているが、その上で、なにより周辺の住民及び環境に対する影響が生じないように配置できると見込まれることが必要であると考えている。

これらに加えて、当該陸上配備型イージス・システムを可及的速やかに配備する必要があることから、新たな土地として取得するための手続を要しない全国の防衛省の所管する土地を対象として検討を行ってきたものであり、この結果、防衛省において、当該陸上配備型イージス・システムの配備候補地として、陸上自衛隊新屋演習場及び陸上自衛隊むつみ演習場の土地を選定したものである。

二について

お尋ねについては、陸上配備型イージス・システムに搭載する予定の弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルの基本的な能力に鑑み、陸上配備型イージス・システムを適切な二か所に配備すれば、我が国全域を常時・持続的に防護し得ることとなると考えられることによるものである。

### 三について

陸上配備型イージス・システムを配備する際に、御指摘の「航空機の飛行制限」を設定する必要があるか否かについては、現時点で決定していないが、当該「航空機の飛行制限」を設定することとした場合であっても、御指摘のドクターヘリによる救急搬送に支障が生じないように、関係地方公共団体と連携の上、速やかに対応できる仕組みを構築する考えである。